

放送大学との単位互換に伴う全学教育の取扱い

平成16年 4月26日 教務委員会決定
平成20年12月15日 改正
平成22年 1月18日 改正

本学学生が放送大学の科目を履修する場合の取扱いは下記のとおりとする。

1. 全学教育科目として取り扱う放送大学の提供科目は、「基礎科目」及び「共通科目」の範囲とする。
2. 放送大学の科目を本学のどの科目区分の授業科目とするかは、「講義要項」等を参考に、科目別委員会が選定し、教務委員会で決定する。
3. 全学教育科目として取り扱う科目については、教務委員会（全学教育事務室）が窓口となり、全学部とも統一的な取扱いを行う。（専門教育科目については、各学部で取り扱う。）
4. 単位互換により登録した授業科目の単位は履修科目の登録の上限の単位数に含めるものとする。
5. 放送大学で修得した全学教育に係る科目の単位は、長崎大学全学教育履修規程第21条第2項の規定に基づき取り扱う。
6. 放送大学で修得した全学教育に係る科目は、本学の科目名称に読み替えることなく、放送大学の科目名称・単位数を用い、成績の評価は下記のとおり読み替えるものとする。

区 分	放 送 大 学	長 崎 大 学
合 格	Ⓐ (100 ~ 90 点)	AA (100 ~ 90 点)
	A (89 ~ 80 点)	A (89 ~ 80 点)
	B (79 ~ 70 点)	B (79 ~ 70 点)
	C (69 ~ 60 点)	C (69 ~ 60 点)
不 合 格	D (59 ~ 50 点)	D (59 ~ 0 点)
	E (49 ~ 0 点)	

7. その他放送大学との単位互換に必要な事項については、「放送大学と長崎大学との単位互換に関する協定書」及び「覚書」による。

附 則

- 1 この取扱いは、平成21年1月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学者については、旧取扱いを適用する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成22年1月18日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成14年度以前の入学者については、旧取扱いを適用する。